

消防署からのお知らせ



住宅用火災警報器

定期的な作動確認！古くなったら交換！



住宅用火災警報器は、火災の発生を熱や煙で感知して、音で知らせてくれるもので、すべての寝室と、寝室が2階にある場合は階段上部に設置する義務があります。また、日常的に点検ボタンを押して作動確認をしたり、製造からおおむね10年が経過したものは部品等が劣化し正しく機能しないおそれがありますので本体ごと交換しましょう。

1. 点検する

警報器のボタンを押す、
またはひもを引いて音を確認する



「ボタンを押す」



「ひもを引く」

・ **正常な場合**

「ピーピーピー」、「ピーピーピー火事です」、
「正常です」など

※警報音はメーカーや
製品により異なります。

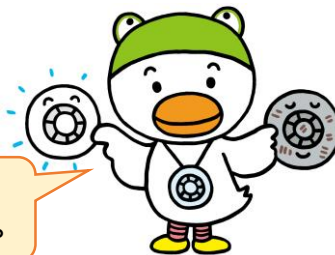
・ **電池切れの場合**

「ピッ… ピッ…」

・ **故障の場合**

「ピッピッピッ… ピッピッピッ…」

※電池のコネクタが、本体にしっかり
差し込まれていないと音が鳴らない
場合もあります。



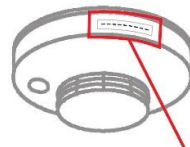
住宅用火災警報器を交換するなら連
動型住宅用火災警報器がお勧めだよ。



2. 確認する

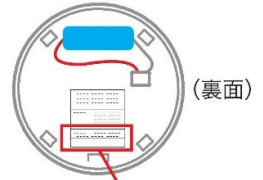
警報器の設置年月や
製造年月を確認する

設置年月記入場所



2006年1月設置

製造年月記載場所



製造年月 2007.10

・記入場所はメーカーや製品によって異なります。
・設置後間もなく電池が切れた場合は、
販売店またはメーカーにご相談ください。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

**10年たったら、
とりカエル。**

東近江消防 公式SNS

いいね・フォロー お願いします！

東近江行政組合消防本部 予防課 0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119